

(写)

令和 7 年 10 月 29 日

長野労働局長

三浦 栄一郎 殿

長野地方最低賃金審議会

会 長 山本 恭子

長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和 7 年 8 月 25 日付け長野労発基 0825 第 3 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、専門部会を設置して慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

別紙

長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

長野県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

(1) はん用機械器具製造業（ボイラ・原動機製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）

(2) 生産用機械器具製造業（建設用ショベルトラック製造業、繊維機械製造業（毛糸手編機械製造業を除く。）及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）

(3) 業務用機械器具製造業（計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）

(4) 自動車・同附属品製造業

(5) 船舶製造・修理業、船用機関製造業

(6) (4) 又は (5) に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所

(7) 純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が (1) から (5) までに掲げる産業に分類されるものに限る。）

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）に主として従事する者
 - イ 清掃又は片付けの業務
 - ロ 手作業による選別、袋詰め、箱詰め又は包装の業務
 - ハ 手作業により又は手工具若しくは手持空圧・電動工具を使用して行う熟練を要しない部品の組立て又は加工の業務
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
 - 1 時間 1 , 1 0 5 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
 - 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
 - 令和 7 年12月28日